

社会福祉法人直方市社会福祉協議会 定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 社会福祉法人直方市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款細則（以下「細則」という。）は、本会定款（以下「定款」という。）第47条の規定により本会の運営及び業務執行についての細則を定めたものである。

第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営規程)

第2条 定款第7条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営規程において定める。

第3章 評議員会

(評議員会の開催)

第3条 評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。

2 その他必要がある場合に開催する評議員会のうち、事業計画及び収支予算の審議のために開催する評議員会は、3月に開催しなければならない。

(招集の手続き)

第4条 会長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定めなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) 評議員会の議案の概要

2 会長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第5条 評議員会を招集する場合は、会長は、評議員会の1週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。

2 会長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得て電磁的方法により通知を

発出することができる。

(招集手続きの省略)

第6条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、これを保存しなければならない。

(理事及び監事の出席)

第7条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(議長)

第8条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から互選により選出する。

(評議員提案権)

第9条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日々の4週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項について議案を提出することができる。

3 前2項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案について評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成が得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りではない。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

第10条 定款第16条に定める評議員会の決議事項及び決議要件は、別表1の1に記載のとおりとする。

2 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第11条 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 前項の同意の意思表示がなされた書面又は電磁的記録は、同項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(評議員会への報告)

第12条 理事は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

(報告の省略)

第13条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(理事等の説明義務)

第14条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合(次に掲げる場合を除く。)

ア 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を本会に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合

イ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

(2) 当該事項について説明をすることにより本会その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合

(3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(監事の報告義務)

第15条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(議事録)

第16条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表2の事項を記載しなければならない。

2 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項を提案した者の氏名

(3) 評議員会の決議があったものとなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- (2) 評議員会への報告があったものとみなされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 議事録は、主たる事務所は評議員会の日から10年間、従たる事務所は評議員会の日から5年間、備え置かなければならない。

第4章 理事会

(理事会の開催)

第17条 理事会は、毎会計年度に5月又は6月及び3月の年2回開催する。

2 その他、理事会は、次の事項の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から理事等に会議の目的である事項を示して、会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、招集の請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 社会福祉法第45条の18第3項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、招集の請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集者)

第18条 定款第28条第1項のとおり理事会は会長が招集する。ただし次項及び第3項の場合はこの限りではない。

2 定款第28条第2項の定めのとおり、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 前条第2項第3号による場合は、理事会の招集を請求した理事が、前条第2項第5号による場合は、理事会の招集を請求した監事が招集する。

4 会長は、前条第2項第2号又は前条第2項第4号による理事会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から5日以内に、請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

(招集の手続き)

第19条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前までに、次の各号の事項を定め、理事及び監事の全員に通知をしなければならない。ただし、第17条第2項第1号による開催の場合は、第2号の事項を省略することができる。

- (1) 理事会の日時・場所

(2) 理事会の目的である事項

- 2 理事会の目的である事項を定めて理事会の招集を通知するに際しては、決議に特別の利害関係を有する理事はその旨を本会に届け出ることを求めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続きを省略して、理事会を開催することができる。
- 4 前項の規定により理事会を開催する場合には、理事及び監事の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的記録により受領し、これを保存しなければならない。ただし、当該理事会の議事録に当該同意があった旨を記載し、理事及び監事の全員がこれに署名又は記名押印した場合は、この限りでない。

(議長)

第20条 理事会の議長は、定款第29条第2項のとおり理事会の都度理事の互選で定める。

(理事会の決議事項)

第21条 定款第30条に定める理事会の決議事項については、別表1の2に記載のとおりとする。

(理事による利益相反取引等の制限)

第22条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。
 - (3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
- (1) 取引をする理由
 - (2) 取引の内容
 - (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
 - (4) 取引が正当であることを示す参考資料
 - (5) その他必要事項
- 3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第23条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

第24条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできない。

3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。
(決議の省略)

第25条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りではない。

2 前項の同意の意思表示がなされた書面又は電磁的記録は、同項の規定により理事会の決議があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

3 監事は、第1項の理事の提案を可決する旨の議決があったものとみなすことに意義がないときは、その旨を書面又は電磁的記録により通知するものとする。

(報告の省略)

第26条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、会長による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができない。

(監事の出席)

第27条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議事録)

第28条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表3の事項を記載しなければならない。

2 決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) (1)の事項を提案した理事の氏名
- (3) 決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

3 報告を要しないものとされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 報告を要しないものとされた事項の内容
- (2) 報告を要しないものとされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

4 議事録は、理事会の日から主たる事務所に10年間備え置くものとする。

第5章 監事

(監事の選任議案)

第29条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(理事会への報告)

第30条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(差止め請求)

第31条 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第6章 その他

(秘密の保持)

第32条 本会の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員、監事（以下、「役員等」という。）及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改廃)

第33条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第34条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 の 1

評議員会決議事項

内 容		根 拠 【法】：社会福祉法 【定】：定款	議決数	
			過半数	議決に加 わることが 出来る 評議員の 2/3
法人運営に係わる事項	定款の変更	【法】第 45 条の 36 第 1 項 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。		○ 【法】 第 45 条 の 9 第 7 項の 3
	法人の解散	【法】第 46 条第 1 項第 1 号 社会福祉法人は、次の事由によって解散する。 評議員の決議。		○ 【法】 第 45 条 の 9 第 7 項の 4
役員 の選任 解任等 (報酬 基準を 含む)	理事及び監事の選任・理事の解任	【法】第 43 条第 1 項 役員及び会計監査人（監事）は、評議員会の決議によって選任する。 【法】第 45 条の 4 第 1 項第 1 号、第 2 号 役員が次のいずれかに該当する時は、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った時 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき	○	
	監事の解任	【法】第 45 条の 9 第 7 項第 1 号 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員会の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。 第 45 条の 4 第 1 項の評議員会（監事を解任する場合に限る。）		○ 【法】 第 45 条 の 9 第 7 項の 1
	理事及び監事の報酬等の額	【法】第 45 条の 16 第 4 項、第 45 条の 18 第 3 項→ 一般法人法第 89 条、一般法人法第 105 条を準用	○	
	役員、評議員の報酬等の支給基準の承認	【法】第 45 条の 35 第 2 項 前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	○	

財務に関する事項	予算及び事業計画の承認	【定】第12条第1項第4号 評議員会は、次の事項について決議する。 予算及び事業計画の承認	○	
	計算書類及び財産目録並びに事業報告の承認	【法】第45条の30第2項 前項の規定により提出され、又提出された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。 【定】第12条第1項第5号 評議員会は、次の事項について決議する。 計算書類及び財産目録並びに事業報告の承認	○	
	残余財産の処分	【定】第12条第1項第8号 評議員会は、次の事項について決議する。 残余財産の処分	○	
	基本財産の処分	【定】第12条第1項第9号 評議員会は、次の事項について決議する。 基本財産の処分	○	
その他	社会福祉充実計画の承認	【法】第55条の2第7項 社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない	○	
	役員等の責任の免除 (すべての免除)	【法】第45条の22の2	×	×
	役員等の責任の免除 (一部の免除)	【法】第45条の22の2		○ 【法】 45条の9 第7項 第2号
	予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄		○	
	公益事業・収益事業に関する重要な事項		○	

理事会決議事項

内 容		根 拠 【法】：社会福祉法 【定】：定款	議決数	
			過半数	2/3
法人運営に係わる事項	法人の業務執行の決定	【法】第45条の13第2項第1号 理事会は、次に掲げる職務を行う。 社会福祉法人の業務執行の決定 【定】第27条第1項第1号 この法人の業務執行の決定	○	
	理事の職務の執行の監督	【法】第45条の13第4項第5号 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備 【定】第27条第1項第2号 理事の職務の執行の監督	○	
	評議員会の招集	【定】第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。	○	
	定款細則の決定	【定】第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。	○	
	競業及び利益相反取引の承認	【法】第45条の16第4項の準用 一 一般法人法第84条第1項	○	
役員等の選任解任等に関する事項	会長、副会長の選定及び解職	【法】第45条の13第2項第3号 理事会は、次に掲げる職務を行う。 理事長の選定及び解職 【定】第27条第1項第3号 会長、副会長の選定及び解職	○	
	評議員選任・解任委員の選任及び解任	【法】第39条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。 【定】第7条第3項 評議員の選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。	○	
	重要な役割を担う職員の選任及び解任	【法】第45条の13第4項第3号 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。 重要な役割を担う職員の選任及び解任 【定】第34条第2項 この法人の重要な職員、事務局長は、理事会において、選任及び解任する。	○	

財務に関する事項	予算及び事業計画の同意	<p>【定】第38条第1項 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎会計年度開始の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p>		○ (現在数)
	計算書類及び財産目録並びに事業報告の承認	<p>【法】第45条の28第3項 第1項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>【定】第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p>	○	
	基本財産の処分の同意	<p>【定】第36条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、直方市長の承認を得なければならない。</p>		○ (現在数)
	その他重要な業務執行に関する事項及び事務事業の執行に必要な基本的な規程の制定及び改廃		○	

別表2 評議員会議事録記載事項

記載事項
1 開催日時・場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む）
2 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 <ul style="list-style-type: none"> (1) 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき (2) 監事を辞任した者が、辞任後最初に召集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき (3) 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき (4) 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
5 出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称
6 議長の氏名
7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

別表3 理事会議事録記載事項

記載事項
1 開催日時・場所（当該場所に存しない理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む）
2 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨 <ul style="list-style-type: none"> (1) 理事の請求を受けて招集されたもの (2) 会長以外の理事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの (3) 監事の請求を受けて招集したもの (4) 監事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした監事が招集したもの
3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるとき、当該理事の氏名
5 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 <ul style="list-style-type: none"> (1) 競業又は利益相反取引の制限に係る取引についての報告 (2) 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告 (3) 理事会で述べられた監事の意見
6 定款で議事録署名人を出席した会長及び監事とする旨を定めているときは、会長以外の理事であって、理事会に出席した者の氏名又は名称
7 議長の氏名